

首里学校給食センター天井換気扇取替修繕に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定により制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚



1 入札に付する事項

(1) 件 名	首里学校給食センター天井換気扇取替修繕
(2) 業 種	管工事業
(3) 場 所	「特記仕様書」のとおり
(4) 仕 様	「特記仕様書」のとおり
(5) 様 式 等	那覇市ホームページからダウンロード
(6) 履行期間	契約締結日から令和9年3月31日

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(各要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間、次に定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において管工事の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けている者であること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格審査願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。 (公告日の3か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(4)に該当するものを除く。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。(下請業者も同様とする。)
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する資格者名簿に管工事業業者として登録されている者(管の登録順位が1位で格付が「B」または「C」)であること。 ※資格者名簿については、那覇市ホームページの「令和7・8年度 登録業者一覧」でご確認ください。
(8)	開札日を基準日とし過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8条に規定する工事成績評定通知で、管工事の評定点が60点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	①現場代理人は、作業時に施工現場に常駐で配置できること。 ②主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものを開札日において配置できること。 ・1級管工事施工管理技士 ・2級管工事施工管理技士 ③ 現場代理人は、主任技術者(監理技術者)を兼ねることができる。 ④ 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に3か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

(10)	開札日において管工事業の有効な建設業許可を受けている者であること。
(11)	那覇市に本店が有る者であること。

3 落札制限 ※次の各項目のうち一つでも該当すれば、落札することができません。

(1)	開札日前30日以内に、那覇市教育委員会学校給食課発注(以下「学校給食課発注」という。)の修繕を落札した場合は、本案件を落札することはできない。
(2)	学校給食課発注の同業種(管)手持ち修繕がある場合は、開札日に出来高が50%以上でなければ、本案件を落札することはできない。
(3)	那覇市法制契約課を通して行う建設工事等について、本案件は落札制限を受けない。
(4)	複数の修繕案件で落札候補者等(落札者が決定していない案件の応札者のうちで、無効又は失格になった者以外のものをいう。)になった場合には、落札件数は1件のみとし、先に開札された案件のみが落札される。
注)	上記のいずれの場合も、次に掲げるものについては手持ち修繕(落札案件)には含まない。 ア 随意契約の方法により契約を締結したもの イ 予定価格が200万円未満の案件 ウ 公告又は通知に「本案件は、手持ち案件とはみなさない。」と記載されている案件
(5)	他市町村から那覇市に本店を移転した者は、開札日において、移転日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。
(6)	新規に業者登録した者は、開札日において、登録日以後6か月を経過していないときは、この案件を落札することはできない。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書(以下、「資格審査申請書」という。)を提出しなければならない。 なお、提出期限までに資格審査申請書を提出しないものは、本競争に参加することができない。	
提出期限及び方法	提出期限: 令和8年10月21日(水) 午後2時 提出方法: 学校給食課(那覇市役所本庁舎11階)まで持参又は郵送すること。 ※郵送の場合、令和8年10月16日(金)付の当日消印まで有効とする。 ※代表者の押印は、印鑑登録届出印を使用すること。
質問期限及び方法	質問期限: 令和8年10月16日(金) 午後2時 質問方法: 質問書(市指定様式)に質問内容を記載し、学校給食課へFAXにて提出すること。 ※FAX送信後、確認のため学校給食課へ電話すること。 ※代表者の押印は、印鑑登録届出印を使用すること。
回答及び方法	令和8年10月21日(水)までに那覇市ホームページに質問及び回答を掲載する。

5 同等品の確認方法・回答

仕様書記載の参考品番以外で入札参加を希望する場合は、提出期限までに「同等品確認明細書」及び機器メーカーカタログ、図面等、機器の仕様がわかる資料を添えて提出すること。	
提出期限及び方法	提出期限: 令和8年10月16日(金) 午後2時 質問方法: 同等品確認明細書(市指定様式)に内容を記載し、学校給食課へFAXにて提出すること。 ※FAX送信後、確認のため学校給食課へ電話すること。 ※代表者の押印は、印鑑登録届出印を使用すること。
回答及び方法	令和8年10月21日(水)までに提出者それぞれに回答する。

6 入札、開札、落札

入札日時及び方法	入札日時： 令和8年10月26日(月) 午後2時 入札方法： 紙(市指定様式)による入札 ※代理人が入札する場合は、委任状(市指定様式)を持参すること。 ※代表者の押印は、印鑑登録届出印を使用すること。
開札日時	入札終了後、即時おこなう。
入札、開札場所	那覇市役所 本庁 11階 1101AB会議室
落札の保留	開札後に入札参加資格審査を行うため、落札を保留とする。

7 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)	本公告に示した入札参加資格のない者がした入札
(2)	資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
(3)	委任状を持参しない代理人のした入札
(4)	入札書が所定の日時までに提出されない入札
(5)	同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
(6)	入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
(7)	連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
(8)	入札書の表記金額を訂正した入札又は¥マークの記載がない入札
(9)	入札書に記名押印(代表者の場合は印鑑登録届出印、代理人の場合は代理人の印)を欠いた入札
(10)	誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
(11)	入札書の日付を欠いた入札又は入札の年月日と合わない入札
(12)	鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
(13)	再度入札(2回目・3回目の入札)の前の入札に不参加の者がした入札
(14)	郵送による入札
(15)	その他入札に関する条件に違反した入札

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに次の書類を提出すること。

提出書類	(1) 資格審査書類
	(2) 誓約書
	(3) 最新の経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)の写し
	(4) 建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)の写し
	(5) 配置予定技術者の資格証の写し、雇用関係証明書の写しおよび実務経験証明書

9 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。

※詳細は「一般競争入札心得」を参照

10 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし那覇市契約規則第30条の規定に該当する場合は免除する。

前 金 払	適用する。
部 分 払	適用しない。

11 誓約書兼同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱を平成24年4月1日に施行したことに伴い、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身(自社)は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導をしなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」(元請用)を学校給食課へ提出しなければならない。

12 その他

提出された関係書類は返却しない。

台風等により路線バスの運行が停止となった場合、入札ならびに開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札ならびに開札は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページへ掲載する。

本公告に記載のない事項については那覇市の規則・要綱・要領に基づき実施する。

13 問合せ先

那覇市教育委員会 学校教育部 学校給食課 学校給食グループ (担当:玉城)

電話 098-917-3507 FAX 098-917-2328

住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所11階